

様式第1号 (第3条関係)

景観計画区域内における行為の届出書

令和7年4月1日

(宛先) 伊勢市長

届出者 住所 ○○市○○町○丁目○

氏名 伊勢 太郎

電話番号 (○○○○) ○○-○○○○

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号〕

景観法第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の種類	建築物等	(1) 建築物	ア 新築 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更 カ 色彩の変更 用途 ()
		(2) 工作物	ア 新設 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更 カ 色彩の変更 種類 ()
	(3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	目的 住宅団地の造成	届出日より30日以上後となるよう設定してください。
	(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		
	(5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		
行為の場所		伊勢市○○町○丁目○ 【※ 地番または住居表示】	
行為の着手予定年月日		令和7年5月1日	行為の完了予定年月日 令和7年8月31日
連絡先	所在地及び電話番号	所在地 ○○市○○町○丁目○ 電話番号 (○○○○) ○○-○○○○ E-mail ○○○○○○○○	
	名称及び担当者名	名称 担当者名 ○○○○建設株式会社 ○○ ○○	
※受付欄		※処理欄	

1 ※印の欄は、記入しないでください。

いずれかの該当行為のみ記述してください

様式第1号（別紙3）

（表）

行為の内容（開発行為、土地の開墾・土石の採取・鉱物の掘採その他の土地の形質の変更又は屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積）

開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更	土地の面積 4,000 m ²	変更後の土地の形状	・宅地と周辺地盤とで 2m の高低差あり
	のり面又は擁壁の規模 高さ 2 m 長さ 250 m 勾配 %	のり面等の外観	・技術基準の勾配以下とした ・間知ブロックを使用した
土石の採取・鉱物の掘採	土地の面積 10,000 m ²	採取又は掘採の位置・方法	・道路に面した地形と樹木を残し、行為地を道路からできる限り離すことにより、目立ちにくくする
	のり面又は擁壁の規模 高さ 30 m 長さ 300 m 勾配 45 %	跡地の緑化の方法等	・跡地の緑化面積：約 5,000 m ² ・樹種：落葉広葉樹、常緑樹の混合林 ・緑化の工法：植樹
屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積	土地の面積 4,500 m ²	物件の種類	・土木、建築資材（コンクリート二次製品、銅管など）
	堆積又は貯蔵の高さ 高さ 3 m	堆積又は貯蔵の位置・方法	・資材の種類別に整然と積み上げる ・道路際には高く積み上げない
景観上配慮した事項 その他参考となる事項		遮へいの方法	・道路に面する部分に高木を植栽する
			・行為が終わったところから順番に緑化していく など

(裏)

備考

- 1 「開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更」欄
 - (1) 「変更後の土地の形状」欄には、変更後の土地の段差及び傾斜の状況等について記入してください。
 - (2) 「のり面等の外観」欄には、のり面又は擁壁の勾配、擁壁の素材等について記入してください。
 - (3) 「緑化の方法」欄には、緑化面積、樹種、緑化の工法、既存樹木の活用等について記入してください。
- 2 「土石の採取・鉱物の掘採」欄
 - (1) 「採取又は掘採の位置・方法」欄には、主要道路等の公共空間から行為地を目立ちにくくするための位置及び方法について記入してください。
 - (2) 「跡地の緑化の方法等」欄には、跡地の緑化面積、樹種、緑化の工法等及びのり面の形状や行為地の周囲の地形にあわせるための措置について記入してください。
- 3 「屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積」欄
 - (1) 「物件の種類」欄には、堆積又は貯蔵する物件の種類について記入してください。
 - (2) 「堆積又は貯蔵の位置・方法」欄は、整然とした堆積又は貯蔵とするための措置について記入してください。
 - (3) 「遮へいの方法」欄には、主要道路等の公共空間から行為地を遮へいするための措置について記入してください。
- 4 「景観上配慮した事項その他参考となる事項」欄には、当該行為を行うに当たって、特に留意した事項等を記入してください。
- 5 各欄に記入できない場合は、別紙又は添付する図書等に記入してください。

景観形成基準チェックシート【一般地区・沿道景観形成地区用】

「事前相談」及び「届出書（通知書）」に必要な添付書類（景観法施行規則又は伊勢市景観規則）として、本チェックシートを提出してください。

行為の場所	伊勢市〇〇町〇丁目〇 【※ 地番または住居表示】
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物の建築等 <input type="checkbox"/> 工作物の建設等 <input checked="" type="checkbox"/> 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆（たい）積

(1) 行為の場所について、該当するものをチェックしてください。

景観計画区域区分	<input type="checkbox"/> 一般地区 <input checked="" type="checkbox"/> 沿道景観形成地区 <input type="checkbox"/> 重点地区（重点地区の場合は、重点地区用のシートを使用してください。）
	<input type="checkbox"/> 中心商業業務ゾーン <input checked="" type="checkbox"/> 市街地ゾーン <input type="checkbox"/> 集落・農地ゾーン <input type="checkbox"/> 自然環境ゾーン
背景や周辺の 景観特性 ※該当するものすべてにチェック	【景観要素】 <input type="checkbox"/> 商業業務地 <input checked="" type="checkbox"/> 住宅地 <input type="checkbox"/> 既存集落 <input type="checkbox"/> 田園 <input type="checkbox"/> 山林 <input checked="" type="checkbox"/> 里山 <input type="checkbox"/> レクリエーション施設、工業地等
	【軸】 <input checked="" type="checkbox"/> 道路—道路の名称（ 御幸道路 ） <input checked="" type="checkbox"/> 鉄道—鉄道の名称（ 近鉄 ・ JR線 ） <input type="checkbox"/> 河川—河川の名称（ ） <input type="checkbox"/> 海岸—海岸の名称（ ） <input type="checkbox"/> 緑（グリーンフロント）—山林・里山の名称（ ）
	【拠点】 <input type="checkbox"/> 内宮おはらい町地区及びその周辺 <input type="checkbox"/> 二見町茶屋地区及びその周辺 <input type="checkbox"/> 伊勢市駅周辺及び外宮周辺 <input type="checkbox"/> 河崎地区 <input type="checkbox"/> 小俣宿・明野宿

※道路名称ではなく、道路軸名を記入してください。
 【参照】伊勢市景観計画 P18～P30
 軸がなければ、空欄にしてください

いずれかの該当行為のみ記述してください。

(2) 計画の内容が基準に適合しているかをチェックしてください。行為の場所に該当しない項目は、適合欄に斜線の罫線を入れてください。

【開発行為・土地の形質の変更（土石の採取・鉱物の掘採を除く。）に関する事項】

項目	景観形成基準	適合	主に配慮した内容
⑪ 形態意匠	○行為にあたっては、できる限り現況の地形を活かし、長大なのり面又は擁壁が生じないようにすること。	■	・擁壁等の構造物を極力減らし、高低差はのり面で処理した
⑫ 緑化	○のり面は、できる限りゆるやかな勾配とし、周辺の植生と調和した樹種により緑化を図ること。	■	・技術基準の勾配以下とし、のり面を種子吹き付けにより緑化をした。
	○行為地にある樹木は、できる限り保存又は移植によって、修景に活かすこと。	■	・行為地にある古木を残した

【土石の採取・鉱物の掘採に関する事項】

項目	景観形成基準	適合	主に配慮した内容
⑬ 採取等の方法	○土石の採取又は鉱物の掘採の場所は、できる限り道路等の公共の場所から目立ちにくいよう、採取又は掘採の位置、方法を工夫すること。	■	・行為は道路から目立ちにくい場所で行う。
⑭ 遮へい	○遮へいする場合は、できる限り植栽又は塀等を設置し、背景の景観や周辺景観との調和に配慮すること。	■	・行為地周辺を塀で囲い採取によるのり面を見通しにくくしている
⑮ 緑化	○採取又は掘採後の跡地は、できる限り周辺の植生と調和した緑化を図ること。	■	・採取後に緑化し易いのり面形状とする。

【屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積に関する事項】

項目	景観形成基準	適合	主に配慮した内容
⑯ 集積、貯蔵の方法	○積み上げに際しては、できる限り道路、公園等の公共の場所から目立ちにくい位置及び規模とするとともに、整然とした集積又は貯蔵とすること。	■	・積み上げは公共の場所から極力離れた位置とし、高さを低くしている。
⑰ 遮へい	○積み上げに際しては、できる限り道路、公園等の公共の場所から見えないう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。	■	・周囲に塀を設け、出入口を最小限とする。